

改正パートタイム労働法等説明会のご案内

パートタイム労働者の働きに応じた公正な処遇を実現するため、パートタイム労働法が平成26年4月に改正され、平成27年4月1日から施行されます。

また、次世代育成支援対策推進法も平成26年4月に改正され、法律の有効期限が平成37年3月31日まで10年間延長されるとともに、平成27年4月1日から特例認定の制度が創設されます。

改正法に沿った雇用管理にお取り組みいただくため、説明会を開催しますので、ぜひご参加ください。

第1回(神戸会場) <定員 200名>

日時 平成27年1月20日(火) 14:00~16:00

場所 神戸クリスタルタワー3階 クリスタルホール(神戸市東川崎町1-1-3)

第2回(姫路会場) <定員 180名>

日時 平成27年1月22日(木) 14:00~16:00

場所 姫路・西はりま地場産業センター(じばさんセンター)9階 901会議室
(姫路市南駅前町123) TEL 079-289-2832

第3回(尼崎会場) <定員 140名>

日時 平成27年1月28日(水) 14:00~16:00

場所 尼崎商工会議所7階 701会議室(尼崎市昭和通3-96) TEL 06-6411-2251

第4回(神戸会場) <定員 200名>

日時 平成27年1月30日(金) 14:00~16:00

場所 神戸クリスタルタワー3階 クリスタルホール(神戸市東川崎町1-1-3)

内容 第1回~第4回(共通)

- ① 説明「改正パートタイム労働法について」
 - ・差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲の拡大
 - ・「相談窓口」の文書交付などによる明示
 - ・雇い入れ時の雇用管理改善の措置について説明する義務の新設 など
- ② 説明「改正次世代育成支援対策推進法について」
 - ・一般事業主行動計画策定・変更届の変更
 - ・くるみん認定基準の変更
 - ・特例認定制度(プラチナくるみん)の新設 など

※ 説明会終了後、個別相談を受け付けます。

<対象> 企業の人事労務担当者等

<参加費> 無料

<主催> 兵庫労働局

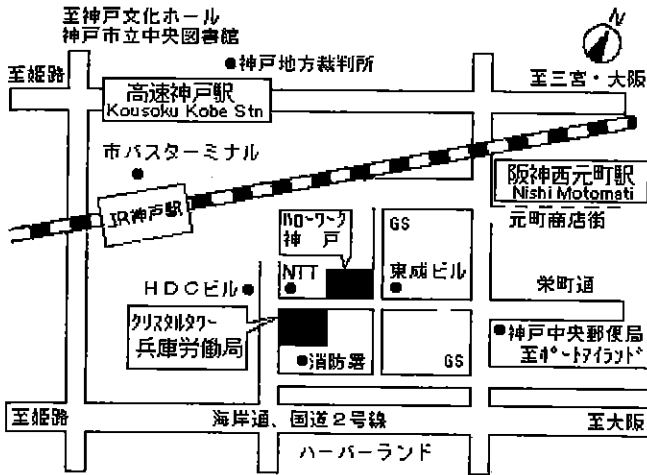


申し込み方法は裏面
です。各会場とも、
定員に達し次第締め
切ります。

次世代認定マーク
愛称「くるみん」

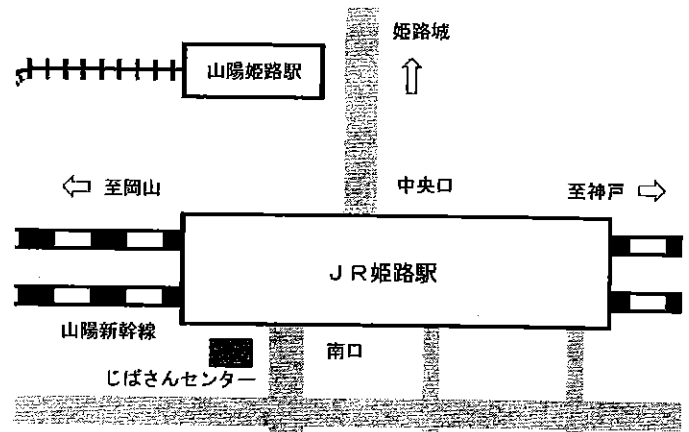
<会場案内図>

第1回(1/20)、第4回(1/30) 神戸会場



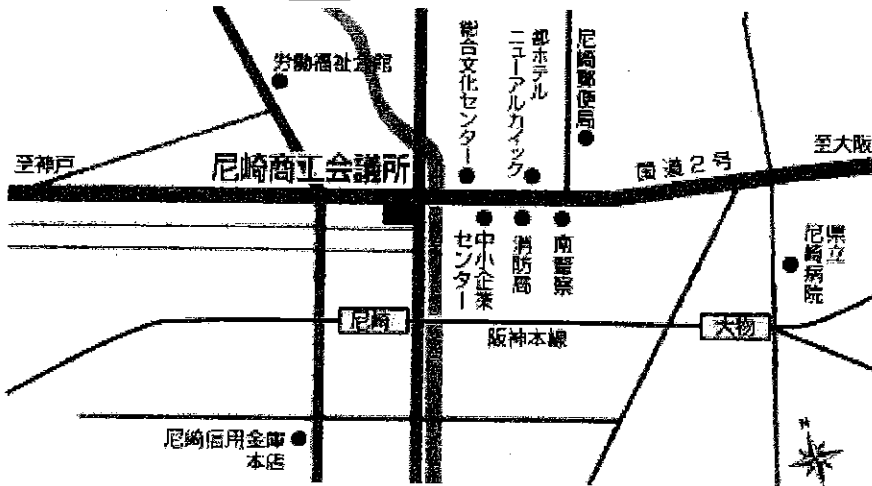
※ JR神戸駅海側より南東 徒歩5分

第2回(1/22) 姫路会場



※ JR姫路駅南口から西 徒歩1分

第3回(1/28) 尼崎会場



※ 阪神尼崎駅から北 徒歩3分

なるべく公共の交通機関をご利用ください。いずれの会場も無料駐車場はありませんので、車でお越しの場合は近隣の有料駐車場をご利用ください。



<お問合せ・申し込み先>

兵庫労働局雇用均等室

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー15階

TEL 078-367-0820 FAX 078-367-3854

改正パートタイム労働法等説明会参加申込書

企業・団体名(フリガナ)	参加者部署・氏名
所在地・連絡先 〒 TEL	
参加会場 (いずれかに○をつけてください) 1 神戸会場(1/20) ・ 2 姫路会場(1/22) ・ 3 尼崎会場(1/28) ・ 4 神戸会場(1/30)	

☆ご記入の上、各説明会の1週間前(1/13、15、21、23)までにFAX又は郵送によりお申込みください。